

# 令和5年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年9月5日

招集年月日	令和5年9月1日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年9月1日 午前10時13分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	△
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	2 番	斉藤 マユミ		3 番	佐々木 道則	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和5年9月5日

	一般質問
--	------

令和5年第5回定例会  
(令和5年9月5日)  
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を続けます。通告順に従って、順次発言を許します。はい、6番大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、おはようございます。大江厚子です。本日は、私は3項目、平和教育について、核軍縮について、そして認知症について、実りある一般質問になるように頑張っていきます。どうぞ忌憚のない、ご答弁をいただければと思います。はい、では、はい、まず最初に、安芸太田小学校中学校における平和教育について伺います。今年、原爆投下、敗戦終戦78年を迎えました。日本は、さきの戦争への痛切な反省から、憲法を制定し、徹底した恒久平和を平和主義を宣言しました。そして、憲法の精神に基づいて、戦後の新しい日本の教育の基本理念を制定した教育基本法が制定されました。1947年に制定された、教育基本法の前文を読みます。我々はさきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。我々は個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にして、しかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。ここに日本国憲法の精神により、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定するとあります。そして、この教育基本法は2006年に改定されました。その前文にもこのように記されています。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を、さらに、発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するために、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するものとあります。この教育基本法の理念に基づいて、本町ではどのような平和教育が行われているか伺います。まず、町内小学校中学校の平和教育の目的、内容、評価、また年間の時間数について伺います。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい、まず小中学校の平和教育の現状ということでお尋ねいただきました。先ほど議員のほうからも、憲法並びに教育基本法について述べていただきましたけども、平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されております教育の基本理念を基調として、学習指導要領に基づいて実施しております。この実施に当たりましては、児童生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立って、恒久平和を願い、国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本としております。具体的には、各教科、道徳、全教育活動を通して、目標を達成するよう指導を行っており、本県が人類史上初の被爆県であり、世界平和を発信する拠点として期待されることを鑑みて、平和を希求し活動する姿に学んだり、自分たちが平和の大切さを考えて活動したりするような実践意欲や、態度につながる内容をもって、各学校が創意工夫をして行っております。平和教育の取組につきましては、町内の小中学校において、年間の計画を立て、道徳や社会科など、児童生徒への指導を行っております。また、8月6日を中心とした登校日として定め、広島継承の日として学習するなど、広島にとってこの日の持つ意味と、平和の大切さを改めて考えさせることを行っております。具体的な時間数というのは、先ほど申しましたように、年間計画の中で、様々な教科道徳等、教育活動通しておりますので、正確に何時間という測定は難しいと思いますが、常に平和との関連を図りながら行うという点では、一定程度の時間をですね、使わざるを得ないというふうに思っております。とりあえずそこまでで、答弁させていただきます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、年間を通じて各教科を通じて平和教育を行っているということで、全くそうだというふうに思っていますが、今言われたように特に8月6日の原爆投下ということ限定するならば、やはり8月6日前後に、平和教育を特にね、特別な教育として行われているというふうにとらえました。その上で、私も各学校のホームページを見させていただきました。小学校中学校と、今年度のが掲載されていない学校もありましたが、ほぼ全学校で、いわゆる8月6日を中心とした教育がされているというふうに思っています。その中では、本を読み聞かせしたり、被爆者の方の体験をね聞いたりというふうなことも、あったように見えています。もしその8月6日を中心とした平和教育について、子どもたち、児童生徒の感想があれば少しご紹介ください。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

今、具体的な学校での取組ですけれども、一部紹介させていただきますと、今年度は、8月6日はお休みの日でございますので、8月4日を登校日にしているのがほとんどでございます。例えば、一つ小学校では低中高に分かれまして、当時の原爆投下の広島の様子を知ったり、感じたことを交流する活動、いうのがございます。低中学年では絵本の読み聞かせとか、昨年度ですけれども、子ども代表の、平和の誓いを聞いてですね、去年のですね、だから、まだ6日ではありませんので、昨年度の広島市の子ども達の誓いというものを、テレビ、ビデオ、視聴したりとかですね、高学年は、安芸太田町内の被爆者の被害者の方2名をお招きして、そして被爆体験を聞くというふうなこと。それをもとに、子どもたちが思いを共有するというふうなことを行われております。また中学校では、安芸太田町内の、やっぱり同じく被爆者の方、幼いときに被爆された方をお招きして、戦後の厳しい時代を生き抜いてきた、またこれからどう生きていくかというふうなことも含めてですね、お話をいただいたり、中学生からインタビューをさせていただいて、また一緒に鶴をおるとかし、その鶴は生徒の代表4名で、平和公園に6日までにですね、お届けするというふうなことをしているということで、今、感想文について持ち合わせておりませんが、そういうふうな8月6日に関わったそういう具体的な取組がいろんな学校でやられているという状況でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、8月6日、脈々と町内の学校で、平和教育が受け継がれているということ、分かりました。その上で、本町における平和教育の今後の課題についてお伺いします。昔の私の話で恐縮ですが、夏休みには夏休み帳というものがある、その中には必ず原爆のことが書かれていたように思います。つまり全児童生徒が同じ教材というか副教材というか資料を使って、同じ、何ていうんですかね、考えとか、同じ、事実をね知っていったということがあったように記憶しています。広島市は平和教育の目的を達成するために、広島市立小学校中学校高等学校一貫の平和教育プログラムを策定しています。ご存じだと思います。また平和教育のプログラムの中心教材である、ひろしまノートも作成されています。この、ひろしまノートは、広島市立学校の児童生徒約10万人に、2019年、平成25年度から無償配布され、平和教育に活用されているというふうに聞いています。本町でこのように、小中、高は県立ですから難しいにしても、小中一貫のプログラムが作成されているのか作成される計画があるのか。また、広島市における、ひろしま平和ノートのような、みんなが同じ副教材を持って学習する、そういう教材がつけられる予定があるのか、お伺いします。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

本町ではですね、具体的に広島市のような、ひろしま平和ノート、いわゆる、共通教材というものは、独自教材というのは作成しておりません。実際には、先ほど言ったような、体験を聞かせていただくとか、あるいは、読み物については、絵本を使うとかいうのはそれぞれの学校で選んでるわけです。基本的にまずは、各学校の教育課程の編成というものは、権限が校長にありまして、教育委員会に所属するもんじゃありません。したがって、それぞれの学校では、どのような教材を使い、どの内容まで教え

るかというのは、校長権限になっているという点では、教育委員会もそういう点を十分配慮しながら、行政を進めるべきだろうと思ってます。ただ、共通して行うことが良いものがあれば、それは教育委員会としてもですね、支援、学校支援のために作成することも今後あると思いますけども、現時点ではございません。重ねて申し上げますが、それぞれの学校の指導の中身については校長が定めるものであって、しかも、児童生徒の発達段階、ですから、小学校でいえばほぼ低中高の三つ段階ぐらいのレベルで教材や内容を考える必要があると思ってます。ですから、小学校1年から6年までを一緒にして、統一教材でやることについては、低学年と高学年の理解度等はかなり違うと思いますので、効果的にやるためには、そういう発達段階をしっかりと押さえた形でやる必要があると思う。その点は、先ほど報告したように、いろんな低中高に分けて教材を選んでいるというのは、適切だろうというふうに思っております。また、今後、必要なことがあればですね、十分検討してまいりたいと思ってます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

私も各学校で各教師による、個性的な教育がなされるというのはもう賛成ですが、先ほども言いましたように、やはり一つ、同じ中身を持ったそれを中心にするかそれを参考に、平和教育を受けるというのもまた大切なことではないかと思ったり、先ほども言われましたように、この町独自のね、いろいろな、前回の一般質問でも言いましたけど、上殿にある共同墓地しかり、いろいろな碑が、町内にありますし、今ならまだ被爆者の体験も聞けるということで、そういうことを共通教材として、作ることも、可能かなと思ったり、大切なことではないかと思ったり。広島市も一つの平和ノートを全学年が使っているわけではなくって、低学年中学年高学年中学校高校とももちろん分けて作成されていますので、その辺の配慮は十分できるのではないかというふうに思っています。次に移ります。広島市教育委員会は今年度から、先ほど言いました、平和教育教材ひろしま平和ノートから漫画はだしのゲンや、マグロ漁船第5福竜丸の被爆の記述を削除しました。本町では、これらを平和教育の題材として使うことがもしある、教師がね、そういうことがあるとすれば、どのように、それに対してどのような考えを持っていますか。お伺いします。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

今、ご質問の中身としては、平和教材としてはだしのゲン、あるいは福竜丸の被爆の記述を教材として扱うということについてですね。先ほども申しましたが、それぞれの学校で取り扱うあるいは活用する教材というのは校長判断というふうに思っています。したがって、学校の中でそれぞれの学年で、これまでの社会科であるとか、歴史であるとか、いうふうなことの学びの延長線上に、例えば、このような教材が必要と考えればですね、それを校長が適切だと考えれば、活用されればよろしいかと思っておりますので、特段に制限設けているものではございません。参考までに、それぞれの学校にも、漫画本のですね、はだしのゲンもそれぞれありますし、子どもたちもそれなりに、読んでいる状況あると思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、それぞれの学校教師によって、それを選択されるのであれば、制限を設けることはないというふうに言われたことに対して、はい、そのように伺いました。その上で、はだしのゲンがどのような漫画だったのかということについて少し述べたいと思います。奈良大学の高橋博子さんは、はだしのゲンは、原爆が投下された8月6日はもちろんのこと、ゲンを通して原爆、戦争、差別、貧困、人権、戦前戦後の軍国主義の不条理さ、植民主義の不条理さ、日本帝国による戦争、アメリカによる戦争など、とても鋭く描いていると思います。まさしく平和について学ぶためには、とても良い教材だと思っておりますと述べています。また、第5福竜丸については、69年前、アメリカがビキニ環礁で行った水爆実験により多量の放射性降下物、いわゆる死の灰を浴びた乗組員23名の遠洋マグロ漁船の話です。事件は、広島、長崎への原爆投下に次ぐ日本を巻き込んだ第3の原子力災害とみなされました。この事件を契機に、東京都杉並区の女性たちが起こした署名活動による反核運動は、全世界の原水禁運動に発展しました。このように、この二つの広島市の教育委員会ですから、私たちがどうこう言うことはありませんが、排除され

たこの二つの話は、まさに核兵器廃絶の原点ともいうべき話です。教材としてふさわしいと思います。できればね、何らかの形で紹介していただければと思います。そして、私は、このニュースを聞き、そして、本町での平和教育はどうかということ調べた上で、はだしのゲンをもう1回読み直してみました。そして原作者である中沢啓治さんの動画も見てまいりました。戦争は予期せぬ時に起きる天災ではありません。政治的意図を持って戦争へ突入する情勢が作り出され、起こされるものです。2012年、広島市内のある小学校で、はだしのゲンの作者中沢啓治さんが、がんを患っている中で最後の講演があり、子どもたちに原爆や戦争の悲惨さを、それを体験した者としてリアルに話し、そして、このように語っていました。戦争というのは、いきなり起こるんじゃない。戦争を嫌うやつを、何が何でも戦争の流れに引き込んでいく。流れの恐ろしさ、これを知ってほしい。どんな偉い人が戦争しろと言ったって、どんなことがあっても反対しなさいというふうに、小学生の子どもたちに伝えています。遺言と言ってもいいような、講演だったというふうに思います。先ほども言いましたように、連載開始50年、現在24か国で翻訳され、全世界で読み継がれているのはだしのゲンです。私はこのはだしのゲンを読み返して、戦争や原爆の悲惨さはもとより、人への信頼や戦争の責任は誰にどこにあるのか。戦争や原爆への怒りを正当に表現して、絶対に戦争を起こしてはいけない。原爆はあってはいけないというメッセージと、それとともに、皆さんご存じのように、悲惨な大変な状況の中で、子どもたちが精いっぱい生きようとしてそのエネルギーを感じました。戦争を起こしてはいけないという教育に、この本はとてもすぐれている教材だと思いました。では、次に、同じ関連として、町長の核廃絶の考えについて伺います。まず、毎年8月15日に行われている安芸太田町戦没者追悼平和祈念式典での町長の式辞は、8月6日、平和祈念式典での市長の平和宣言に当たるものと考えます。今年の式辞に込めた町長の思いについて伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、今年実施させていただきました、戦没者追悼平和祈念式典での式辞についてのお問合せをいただきました。このたび戦後78年目の式典だったわけですが、改めて、戦争で犠牲になられた方々への哀悼の誠をささげた上で、今の平和が、そうした方々の尊い犠牲や、戦後の先輩方の努力のおかげで成り立っているということ。さらには、そういう状況の中でもですね、ロシアによるウクライナ侵攻、これ昨年度の式典でも取上げさせていただきましたが、それがいまだに継続していることへの歯がゆさそれから、そういう状況ではあるけれども、我々としてもですね諦めることなく、できることからやはり一つ一つ努力をしていくべきではないか、恒久平和実現の決意を私なりに述べさせていただいたつもりでございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、恒久平和への実現に向けての、私たちの努力というのは感じましたが、その上で、これまでの町長の式辞を振り返ってみますと、2020年、令和2年には、政府、このように述べられています。政府による積極的な核兵器廃絶の取組を求め、本町として核兵器廃絶と恒久平和の実現に尽力することが述べられています。また、翌年、21年には、この年発効された、核兵器禁止条約に触れ、黒い雨また黒い雨原告団勝訴。そして、前年同様核兵器廃絶の取組を求めること。そして本町として、核兵器廃絶と恒久平和の実現に尽力すること等が述べられました。翌22年には、ウクライナ戦争に触れ、積極的な核兵器廃絶の取組を求めてまいりますとあります。しかし、前年度までありました政府に対して、積極的な核兵器廃絶の取組を求めているという政府の部分なくなり、どこに求めているのかがあやふやになっています。そして今年の式辞では、核廃絶の文言が全くありませんでした。これはなぜでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて核廃絶の文言がなかったというご指摘をいただきました。今年の式辞において確かに式辞上はですね、核廃絶という文言を使ってないわけですが、私としてはG7の首脳広島ビジョンを引用させていただいているところがございます。このG7首脳広島ビジョンというのはまさに、核兵器のない世界の実現を述べているあるいはそれを求めたビジョンだったということでございまして、私としては、このG7の首脳広島ビジョンの引用をもとにですね、核廃絶への願いと決意を述べたつも

りでございます、引き続き、そういった意味では、核廃絶と世界の恒久平和の実現については、力を尽くしていきたいという思いでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

広島ビジョンのことが出ましたので次の質問も一緒に、そのことについて、質問させていただきます。G7サミット広島ビジョンについて町長は述べられていますが、この広島ビジョンの内容については今言われましたように、核廃絶を求める内容であったというふうに言われました。しかし、私は6月定例議会でも述べましたが、広島ビジョンは、ロシアや中国や北朝鮮の核は脅威でなくすべきと主張する一方で、G7各国やその同盟国の核抑止力維持の正当性を主張しています。つまり、G7やその同盟国についての、核は保有するという事です。広島市の被爆者7団体は、6月28日、広島で5月にあった、この先進国7か国首脳会議G7サミットを総括した声明を発表しました。その中で、核軍縮に特化した文書、この広島ビジョンをめぐる、核抑止体制の維持をうたい、期待に程遠いと批判しました。しかし、今述べられましたように町長は、核軍縮に関するG7広島、G7首脳広島ビジョンが発表されたと述べられて、核廃絶の主張をこれに変えられたというふうに言われました。つまりこの広島ビジョンの内容を肯定的にとらえているというお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いてビジョンの中身についてもお尋ねをいただきました。改めて様々な評価があると思っておりますけれども、このビジョン冒頭ではですね、G7の首脳らが、原爆投下によるかつてない破壊と非人道的な苦難を強いられた経験のある広島に集い、核兵器のない世界の実現に向けた決意を再確認するという、そういう文言があるということ。また、最後にはですねその世界の実現に向け、道はいかに狭かろうとも、世界的な取組が必要であると強調しているところでございます。それ加えて、世界各国のリーダーがですね、リーダーや若者が広島長崎へぜひ訪問するべきだといった、そういった要件もございました。改めて、このビジョンの記述についてですね、確かにもう少し踏み込むべきじゃないかという評価があるということも私も承知をしておりますし、特に、ある意味、政治家でもあり行政のトップでも私の立場からするとですね、もう少し、メッセージ性の強い文言が確かに含まれているべきではないかなという思いも確かにあります。ただ一方で、首長として、あるいは現実の社会をどう変えていくかという立場の私からするとですね、今回の、メッセージというのは、やはり理想どおりにはなかなかいかない、そして現実を踏まえた上でどう進めていくべきかということも重要な視点だと思っております、その意味において、今回のビジョンというのは、ある意味そういった、現実を理想に近づけていくためのロードマップを示したものではないかなというふうに私自身はとらえているところでございます。そういった意味では、声明のとおり最後ですね先ほども紹介したように、そういった理想に近づけるに当たって、各国リーダーや若者に被爆地への訪問を呼びかけるという部分というのは、現実社会を、理想に近づけていくための重要な手段ではないかなと思っておりますし、そのために、これ前回の議会でもお話をしました、世界各国の核兵器保有国も含めたリーダーがですね、この広島に足を運ばれたということ、そのこと自体は大変意義があったことだというふうに思っているところでございまして、改めて私自身はそういった意味では、このビジョンについては肯定的にとらえさせていただいているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、肯定的にとらえているというふうにお答えがありました。被爆者や核をなくしていこうとする人々にとって、目標、目的は、核抑止力ではなく、核軍縮ではなく、核廃絶、なんですね。それが、この広島ビジョンではなかった。むしろ核抑止で、G7の同盟国には核を持っていいというふうに主張したというふうに捉えています。アメリカフランスイギリスは核保有国であり、ベルギードイツイタリアオランダの4か国には、アメリカの核爆弾が配備されています。そして日本はアメリカの核の傘の下にあります。核兵器や、被爆者や核廃絶を願うものは、全世界の全ての核をなくせと訴えています。そこを訴えない限りは、一方で核を持って核抑止力とする主張があり、一方でそのほかの国は、核は廃絶しろという。そういう非対称的な主張はやはり認められないと、こういうふうに思っています。しかも、

ウクライナのことを、先ほど言われましたが、ウクライナに対しても、様々な歴史的な政治的な経過の中で、こういう状況が起きているというふうに言われています。つまり、ウクライナを一方的に、兵器を供与して、あるいは、クラスター爆弾を供与して、劣化ウラン弾を供与して、ウクライナを支援するのではなくって、ウクライナから全ての軍隊はね、立ち去るべきだ。NATOもアメリカも、もちろんロシアも、全ての国の軍隊はウクライナから撤退すべきだという主張こそが真のウクライナの平和になるというふうに考えています。そして、核抑止力を核抑止論をもって、核兵器の使用を禁止する禁ずるというふうに言われますが、既にウクライナの状況を見ますと、もうこの核抑止力は、核抑止論は破綻しているのではないかというふうに思っています。それぞれの立場がありそれぞれの考え、理論があるので、それぞれの主張があってしかるべきと思いますが、このような考えもあるということ、紹介しました。次に4番目、アニメはだしのゲンが上映され、1週間2週間ぐらいいですかね、上映されました。私はこの放送を無線で聞いたときにいい企画をされたなというふうに思いました、孫と一緒に見ましたが、住民にとって改めて原爆投下を考えるいい機会となったというふうに思いました。このアニメはだしのゲンを上映するに至った経過についてお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いてはだしのゲンの経緯についてということだったんですが一言だけ。改めて、我々も、そうは言ってもこの内容が十分ではないということもよく分かっておりますし、これに満足するべきではないということも、同じ思いを持っております。そのために、特にこの内容ではいけないということ、強く言われる方がおられるからこそ、社会もまたさらに一歩前進をしていくんじゃないかと思っておりますが、だからといって、今やってることそのものがやはり否定されるべきではない。そうは言いながらここまでやってきてるんだと、先ほどから繰り返しお話をしておりますが、文書を出し、しかも世界の核兵器保有国も含めたトップのリーダーが広島に集まられたということはこれ紛れもない私は成果だというつもりでお話をさせていただきました。その上で、はだしのゲンの上映ですね。今回させていただきました。今年の2月頃から、報道等でですね、はだしのゲンがいろいろと取上げられておられたと思います。そういった意味では、少しミーハーな部分があったかもしれませんが、こうして話題になっているからこそ、このはだしのゲンをあえて今回取上げさせていただいて、上映させていただくというのは、多くの皆さんがですねやはり平和について考えていただく良いきっかけになるのではないかと、よい話題になるんじゃないかという思いで、取上げさせていただいたところでございます。内容についてはもう、議員からもお話があったとおりでございます、当時の社会のいろんな状況についても、よく書いてあるということですね、本当にいろんな方にお考えいただくいいきっかけになったのではないかなというふうに思っております。改めて、また来年度も、こういう機会があると思っておりますのでその都度、様々な形で皆さんに平和について考えていただく、そういう企画を進めていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

もし聞いておられることがありましたらこの上映された、はだしのゲンを見て、どのような感想があったかというのがもしありましたら、お答えください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、感想でございます。やはりですね、アニメの上映ということでございましたので、お子様方が非常に多くお越しになりました。時を同じくしてですね、国土交通省さんが実施をされた防災教育というか、教室というようなもの、されたんですが、そのタイミングに合わせて、かなりの数の児童、生徒さんをご視聴いただいたということでございました。少し、感想を聞かせてもらおうとですね、やはり戦争の悲惨さ、そういったものがすごく分かりやすかった。何でしょう、学校の宿題の、平和教育について考えるっていうとこの部分の読書感想、また、視聴感想というようなものにしようといったようなお子さんもいらしたようでございます。また親子でご視聴なさった皆さんからお話をいただいたんですが、やはり割となんて、何ていうんでしょう、戦争の凄惨さというか、悲惨さというのがどんと前に出過ぎるとですね、非常にやはり抵抗感が出るんじゃないかっていうところを、アニメというところで、



少しマイルドにしながらも、戦争の悲惨さ、また平和を考えていくっていうとこの大切さっていうのを学べたというような話をいただいたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、私もアニメのほうを読んでビデオのほうを見ました。で、かなり内容が、縮小はされていますが、しかし、8月6日、8時15分に投下された直後の様子っていうのは、アニメでないとも再現出来ないような経過をおった状況が表現されていてね、アニメはアニメでやはり見るべき価値があるものだなというふうに思いました。ぜひこういう機会をまたね、企画していただきたい、いくべきだというふうに思っています。最後に、町長に伺います。改めてしつこいようですが改めて伺います。以前の一般質問でも言いましたが、2005年合併から少したったとき、本町は非核平和都市宣言をしております。町の代表である町長は、戦争反対、核兵器廃絶の訴え、どんなことがあってもこの二つは譲らないという信念をもって、本町住民や他市町の人々から、高い評価を受けるようなねそういう施策を出すべきだと思います。今後これについてどのような施策に取り組んでいかれるかお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、平和、恒久平和あるいは非核、核廃絶についての取組ということだと受け止めさせていただきました。改めて、毎回、式典での、式辞を考えるに当たってですね、大変大きなテーマでありながらも、現実には、一つの町の町長として何ができるのかというのは常に、悩みながら、書かせていただいているところでございます。そういった意味では、正直、何ていうんでしょうか、いろんな人に評価されるというようななかなか難しいことでもあるなと思いつつもですね、やはりできることから一つ一つが、原点ではないかなと思っております。その意味で、やはり我々としては、まちづくり、誰もが差別されることなく、安心安全で生活できるまちをつくるということそこから、距離は遠いかもしれませんが、恒久平和あるいは核廃絶というのにつながっていくのではないかなという思いで、取組をさせていただきたいと思っております。具体的にはそういうことを原点にしながらですね議員ご指摘いただいたような、こういう、折に触れて、平和について考える、考えていく機会をつくるとか、あるいは、教育委員会のほうでも頑張ってくださいながら平和教育について取組をさせていただくということが、まずは重要なことと思っております。一つ一つ、またできることを常に考えさせていただきながらですね、取組を進めていきたいなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、また、それこそ私も折に触れこの質問をさせていただきたいというふうに思います。次に質問項目3番目、認知症の人々の取組について伺います。認知症は何らかの病気や障がいなどの様々な原因によって、記憶や判断などを行う脳の機能、認知機能が低下し、日常生活や仕事に支障を来すような状態になったことを言うというふうに言われています。認知症は高齢になるに従って増加し、超高齢化社会の日本では、約460万人、65歳以上の高齢者の約15%が認知症を患っているというふうにされています。また今後高齢化がさらに進み、認知症の人は増えていくことが予想され、2025年もうすぐですが、65歳以上の5人に1人、20%が700万人以上が認知症を有しているというふうにも予想されています。本町の認知症患者の現状について伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、本町の認知症患者の状況についてお問合せをいただきました。現在、要介護認定におきまして、認知症を発症者の数というのはやっぱり増加をしております。新たに、新規で申請された方の中で、もう90%以上の方は、認知症の症状、例えば物忘れであったり、今まで出来ていたことが出来なくなったりというような症状が見られ、認知症の厚生労働省が、認知症高齢者の日常生活自立度の評価基準というものを設けております。1番軽いランクの1というところから、2A2Bといろいろございますが、最後のMという7段階までランクを設定しておりますけれども、その中でやはり2Aと言われる、何らかのやはり支障を生活の中できたしていらっしゃる方の申請というのがやっぱり増えてるというところでござ

います。さらには、脳疾患等が起因します、高次脳機能障害によります認知症の発症者の方も多くいらっしゃいます。今の要介護認定の認定者の中で、先ほど申しました、認知症の生活自立度の中で2Aと言われる部分についてはですね、直近、これ7月末なんですけれども、要介護認定を受けていらっしゃる方が、666名いらっしゃる中、395名の方が、やはり認知症を発症されている方でございます、要介護認定者全体の59.3%を占めており、昨年の令和4年11月時点では、57.6%というところでしたので、やはり少し増加をしているというのが状況でございます。実際に、要介護認定を受けられた方が今どこにいらっしゃるかということになります、介護保険の施設等へ入所されている方が、実際には28.6%、そのほか、在宅の方、これは医療、病院に入院されている方も含めますけれども、71.4%という状況でございます。在宅で生活されている要介護認定を受けられた人が、すぐに認知症のグループホームに入ったりとか、施設入所ということ、やはり考えられますけれども、実際にグループホームのほうにおいては、常時30名ぐらいのやっぱり待機者もいらっしゃるということですので、なかなか施設に入ることが難しいという状況ですから、在宅とそれから施設との中間施設と言われます、いろいろな、包括的なサービスをご利用になることが出来ます小規模多機能といった事業所を使いながら、在宅で生活されているという方も多いのが実情でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、本町の現実状況についてはよく分かりました。その上で、認知症をどうとらえるかという質問に入らせてもらいます。以前は認知症になると本人は何も分からないとか、何も出来ないとか、なるべく外に出さないようにしようとか、隠すなどと捉えていましたが、現在は認知症を患っても、心身の力は豊かに残っている、状況次第ではできることもある、といった理解が進んでいます。また隠すのではなく、早期に受診し、隣近所の人に状態を知ってもらっておくなど、認知症に対する理解が進んでいると思います。専門家、行政担当者や、いわゆる医療介護の専門職としては、認知症、認知症の人をどのように捉えていますか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、認知症をどのようにとらえているかというご質問でございます。世界的にも、やはり長命、命が流れ得る期間が長くなっているという状況でございますので、認知症を発症する人が増えているというのもやっぱり現実であり、高齢者の増加に伴いまして、認知症患者が増えるのはどうしてもやはり必然だと思いますし、本町におきましてそういった状態は続いているというふうに思います。現状では、根本的な治療法というものが、確立はされておらず、新聞報道でございましたけれども、新しく開発された、治療薬におきまして、やはり発症直後の軽症な段階で服用することにより、効果が得られるということはございますが、一方で、認知症という病気がですね、主な原因となってお亡くなりになるということは、相当考えては、考えられることではございませんし、やはり住みなれた地域での生活が困難になるというのが1番だというふうに思っております。こうした現状を踏まえまして、やはり治療で完治するという病気ではないと、認知症についてはですね、というふうに思っておりますので、やはり何らかの折り合いをつけながら、工夫して、ともに生活をしていただく病気というふうに、認知症をとらえるべきではないかというふうにも考えております。認知症という病気は、やはり症状のあらわれ方が、実に多種多様でございます、少しの物忘れから、寝たきりになるまでの期間も、やはり人によって様々でございます。実際に、認知症を発症されてから、1年以内に寝たきりになるというケースは少なく、周囲のやはり心遣いであったり、また工夫があれば、少しでも在宅で生活できる期間が増えるのではないかというふうに考えます。たとえ認知症を発症されてもですね、やはり住みなれた地域で、その人が、人間らしく生活する、できる、その地域づくりであったり、人づくりということこそが今求められているのではないかというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、今課長が言われたように私も全くそうだというふうに思っています。認知症の人は多種多様、介護者も多種多様ということで、介護は認知症の進行度合いや家族構成、本人や介護者それぞれの事情により、介護もね変わってくるというふうに思っています。次の質問は、本人や家族への対応について

伺います。ご本人はもちろんのこと、不安がいっぱいという状況はありますが、家族として介護に関わっている所も、大変な状況になってくるというふうに思っています。家族として介護に関わると、今の生活だけではなくて、その後のその人の人生が変わっていく可能性すらあります。特に介護者が仕事を持っていたり、学生だったりする場合は、その負担や影響は大きいものがあります。認知症の人の介護への支援を行うことが、認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるといふふうに言われています。本町ではどのような、認知症ご本人そして家族への対応がなされているか、ちょっと時間が余りありませんが、簡単にお答えください。まず予防についてはどうでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、やはり認知症を抱えていらっしゃる方を、介護するという、家族の方の大変さというのはもう切実に思うところでございます。予防というか、今現在、私たちで取り組んでるところは、実際に認知症を抱えられた家族の方に寄り添っていただいて、その方の普段の生活、また悩みを聞き、同じような立場の方に集まっていたり、それぞれの思い悩みまた進め方、介護の仕方というか、そういうところを共有し合うような場を設けているのが現状でございます。実際に、お一人の方、お一人暮らしのですね、方からのご相談等もいっぱいございますけども、なかなか、うちの職員だけでは、それを全て吸収し解決することにはなりません。それこそ、職員のみならず、それこそ地域の中でですね、いろいろな、早期の発見であったりまた、支えあいであったり、そういったことがやはり重要だというふうに私は思っております。そういった観点からも、昨日の一般質問での答弁にもございましたが、地域の中で、具体的な例でございますと、土居話そうかいという取組がございますが、地域の中で、地域の方々を見守りながら、ともに支え合っていたり活動がされております。そういったところは、やはり私たちにとっても、これから重要であると考えておりますし、今現在、展開されておりますところは少しでも横展開できるような取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、この町でも本当にいろんな対策がなされていると思います。窓口相談の充実とか、家族会、認知症カフェ、よく無線で放送されていますし、ヘルパーデイサービスの介護保険サービス、それから訪問看護、訪問介護、訪問看護、訪問診療、それから、先ほど言われましたように、自宅で住み、それが難しくなったらグループホーム特別養護老人ホームなどということも保障されているというふうに思っています。そして、今後の課題についてです。いろいろ介護職の人材確保とか言われていますが、先ほど言われましたように可能な限り、自分の家で生活したいという願いを叶えるためには、やはり地域の見守りとか、在宅介護、看護、デイサービスなどの充実もしていかなければならないというふうに思っています。時間が無いんですが、このたび、6月に、認知症基本法が制定されました。それまでにいろいろな推進、推進とか戦略とか、推進大綱が出されて、ちょっと順番が後先だったかなというふうな気がします。ようやくここに来て、認知症基本法が制定されて、理念や基本方針が明確にされ、施策や財源の裏づけの根拠がね示されたというふうに思っています。それに沿って自治体としては、今後どのような計画があるか、どのように実施されていくかをお伺いします。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、本年6月に先ほど議員申されたように、認知症基本法が制定されました。本町におきましては、この認知症の施策の進め方について、現在策定を進めております第9期の介護保険事業計画の中にも盛り込んでまいります。とにかく、認知症については、まずは正しく知ること、そして、その認知症についてどうすべきか考えることから始めなければいけないというふうに考えております。そこから辺につきまして現在進めております施策についても、もっともっとある意味進展、強度強化しながらですね、施策のほうを展開していく、いきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、私、地域の1住民として最後に、このようなふうを考えているということをお述べさせていただきます。私は認知症の人やその家族のみならず全ての方は、地域で孤立してはいけない、孤立させてはいけないというふうに思っています。認知症は誰にでもなる可能性があります。本人や家族や周囲の人が施策の不備に声を上げ、施策を充実させていくとともに、地域もまた、当事者の方の気持ちに沿った支援の一翼を担う、その意識をね、醸成させていかなければならないと思っています。それは行政の補完ではなく、住民自らが自由で主体的な活動であるべきだと思います。どうしたら、そんな地域ができるのか、昨日から取上げられていますが、多くの場で話し合いながら取り組んでいくべき課題、問題だというふうに思っています。今後とも、このような地域の課題を、今日は認知症に関して結びつけて質問させていただきましたが、障がい者の方の問題もある若者の問題もあるいろんな課題問題を、結びつけて、今後とも、広く、深く質問させていただきたいと思っています。これで今日の私の一般質問は終わります。以上です。

○中本正廣議長

以上で6番大江議員の質問を終わります。11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。7番影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

おはようございます。今時定例会における一般質問、最後の質問者となりました。7番、影井伊久美でございます。今年度早3分の1を過ぎたところでございますが、通常業務、新規事業もあり、加えて、コロナ禍で滞っていた事業やイベントが一気に流れ出し、多忙を極める中、町長初め職員の皆様方の日頃のご尽力には、敬意を表します。さて、私ごとではありますが、就任より2年が経過し、折り返し地点を過ぎたところでございます。本定例会では、主にこれまで自身が行ってきた一般質問についての進捗状況を確認するとともに、停滞している事業については促進を、ブラッシュアップが必要ではないかと感じる事業については、認識を共有することを目的とし、進めてまいります。それでは早速でございますが、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、教育・子どもたちの環境について、子育て環境の充実についての2題を、一問一答方式にて順次質問してまいります。まず1題目、教育・子どもたちの環境について。一つ目に全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた課題と方策についてお尋ねいたします。今年度の全国学力・学習調査が4月18日に行われ、7月31日に結果が発表されました。新聞等々で報道のとおり、皆様方ご承知かとは存じますが、本町においては、国や県の平均を大きく下回る残念な結果となっております。数字は申し上げませんが、前年度もしかし、この結果につきましても、住民また同僚議員からも心配する声が上がっております。全国的に平均点の低かった今年度における中学校英語、これはテストが難しかった、生徒の英語力が低下したとは判断出来ないと、文科省が説明しておられます。また専門家からは、指導要領が高度過ぎるとの指摘や、作問が適切ではなかったとの見解も示されております。このようにですね、数字だけでは捉えづらい背景や事情があることは理解しております。しかしながらそうは言っても、結果は結果として受け止め、改善につなげていかねばなりません。そもそもこの全国学力・学習状況調査の目的、これは何であるか、文科省のホームページにも上がっております。読み上げますと、一つ、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や、学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。一つ、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。一つ、そのような取組を通じて、教育に関する断続的な検証改善サイクルを確立するとあります。このように目的のとおり、出た結果によって検証がなされ、その上で改善を図っていかねば、子どもたちにとって、意味のないテストをさせられていることとなります。したがって、まずは検証、課題の抽出作業を行うべきと考えます。教育委員会では、現状、結果を踏まえて、どのように検証されたのか、課題をどのようにとらえておられるのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

全国学力・学習状況調査についてご質問いただきました。令和5年度の全国学力・学習状況調査で

ざいますが、本年4月18日に小学校6年生及び中学校3年生を対象として実施されまして、本町では6年生34名、中学3年生34名、全ての児童生徒が受験しております。小学校では、国語算数、中学校では国語数学英語について調査が行われまして、小学校中学校の両方で質問紙調査も行われました。今回の本町の結果でございますけれども、先般の発表後、8月の下旬に届きました。英語の話すことが届きました。全国平均が12.1に対して、本町は22.0と、広島県が12.1ということでございますので、この話すことについては、県や国を10ポイント上回っているというのがですね、他のテストとは違った傾向は出ておりました。しかし、ご指摘いただいたように、国語の書くこと、算数数学のデータ活用、英語の読むことなどに課題がございます。調査紙の質問紙調査でございますが、ICT機器の有用性に関わる項目、つまりICT機器を使ってですね、どんなふうに日頃使ってるかっていうことがあるんですけども、子どもたちは肯定的な答えを出してる割合が、国や県を上回る結果が出ておりますので、なれ親しんでというふうにとれます。一方で、朝食、毎日朝ご飯食べますかとか、起床時間、寝る就寝時間寝る時間、決まった時間に寝ますか、決まった時間に起きますかという項目は、出来ているという答えがですね、全国や県を下回ってきたということで、10年近く前に比べますと、特に朝食の問題は非常に全国を上回ってたんですけども最近逆に下回ってきたという傾向が見られております。そういう点で今回の調査結果と課題でございますけれども、昨日ですかね、特に、まず、小学校の担当教諭や管理職を集めまして、指導主事も含めて、各学校の状況いものを把握し、今後それぞれの学校に出向いての、指導、あるいは3小学校合同の検討会議を積み重ねていくというふうなこと。それから教育委員会と、学校、家庭が連携して、町内全体で児童生徒の学力向上に取り組むということ。学びの基盤となる生活習慣の確立というふうなこと、啓発や具体的な指導というふうなことも考えていきたいと思っております。何よりも、今後大変大きな課題が生じております。それは、来年度のこの全国学力・学習状況調査から、CBT、つまり、コンピュータベースドテストという、コンピュータを使ったテストに切り替わっていくということで、紙ベースがなくなってくるという点では、このテストそのものの以前に、コンピュータを操ることができる、あるいは文字入力のスPEEDが速くなると、現在平均的に小学生が1分間で15文字しか打てない、中学生が20文字というふうな現状でございますので、ここらを含めて、力を上げていくということが大変厳しい状況ですけども必要になったと思います。ただ先ほどの英語の問題でございますが、これは画面に動画が出てきましてその動画の中から英語が読まれて、それを聞いて答えると。答えた子どもの顔が動画として撮影されたものが採点者のほうに届くというそういうテストでございますが、その点ではコンピュータを使う作業がですね出来ていますので、今後タイピング等を含めて、全ての教科の基礎的な力をつけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、答弁伺いですね、学校現場や教育委員会におかれても、試行錯誤はいろいろされておるようで、ですが、明確な課題設定をするには、検証がやはり十分なされるべきだと考えます。特に今年度の結果は危機感を持って対応すべきだとも感じております。検証するに当たって教育長いろいろ申されましたが、結果がよかった年度や、結果が悪かった年度では、どのような違いがあるのかといったことや、その年の社会情勢や学習環境、教職員のスキル、授業のデザイン、子どもたちの健康状態、先ほど朝食の件も触れていただきましたが、多角的な観点から、徹底的に検証されるべきではないかと考えております。またですね、もう一つ、学習能力ではなく、学習意欲の低下について、少し懸念をしておりますが、これについてはどのような分析をしておられるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

学習の定着度というのは、その子の力の問題ではなく、学ぼうとする意欲というふうに思っています。したがって、45分間、50分間意欲を持って、前向きに取り組んでいく、そういう授業改善というのは非常に大事だと思っています。その点で、本年、本町長年、積み上げてきております協調学習というのが、そういう学習意欲や、粘り強さというものを培うことができる、大変有効な手段であるというふうな受け止めて続けております。以前にも報告しましたが、この学習を積み上げて9年間やった人たちが20歳になったところでも、極めて鮮明に、そのときの授業を記憶しているというふうなことが実証されております。そういう点では、大変時間がかかりますけれども、1時間1時間の協調学習を通して意欲的に取り組んだ学びが、10年以上も記憶して残ることを考えれば、ぜひともですね、こういう取組を数を増

やしていきながら、楽しく、そして意欲的で、自分が活動出来たということを積み上げていく、そういう学びにしていく必要があると思いますので、決して子どものせいではございませんで、授業をそのように、楽しく学び、意欲的に学べる改善していくことが必要だというふうに思っております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、検証分析についてはそのような視点から、引き続き徹底して取り組まれた上、子どもや保護者の意見に即した具体的な改善策へつなげていくことが重要であると考えます。教育委員会、教職員で連携を図っていかれ、様々な改善策は講じられていくのかと存じますが、それらに加えてですね、意欲のある子どもの学習の機会を増やすため、希望者には、例えばですね、先ほども申されました、英語教育、ALTによる、子どもに向けた英会話教室の実施や、加計高校公営塾の対象を受験対策に限らず、中学生全般に向け実施するといった工夫などをされてはいかがかと考えますが、こちらについて所感を伺います。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、質問いただきました内容についてですが、今の公営塾につきましては、中学生も3年生を対象にしてやっておるところでございます。今議員おっしゃられたようにですね、意欲ある生徒についてもですね、様々な環境で支援できるような体制というものもですね、人を入れてのこともあります、そういったことも前向きにですね、検討をさせていただきたいと思っております。今の公営塾については、そういった受験対策とかいう形の部分ありますが、今のものについてもですね、意欲ある生徒を伸ばすという観点ではですね、そういったところは支援できるものについては検討させてもらいたいと思えますし、ALTについてもですね、国際交流という形の部分では学校活動とか、様々な英語教育についてもありますが、そういった場面もですね、今、実際毎週火曜日ですかね、英語教育についての、一般向けの大人向けのものもありますが、児童生徒に対する、そういった方々に対してもですね、そういった時間をつくるような形で検討していきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、ご答弁いただきました。ぜひ前向きに検討していただけることを願っております。本町では、教育長も纒々先ほどからもご説明いただきました、子どもの人数に対して、ALTの人数が多く配置されており、全国的に話す力の低迷が浮き彫りになっており、ALTの効果を明らかにする重要性が問われる今、本町の子どもたちは話す力が伸びてきているようです。モデルケースともなりうる環境が整っていることがうかがえます。ぜひこの点生かしていただきたい。ほかにも、本町の教育におけるすばらしい点挙げてみますと、先ほども申されましたICT機器のいち早い導入、今後急速に進むであろうこの分野、こちらも環境は十分に整っているかと感じます。また協調学習の取組、こちらも早い段階から実践されており、協調学習に先端技術を導入するという学びにおける先端技術の効果的な活用に関する実証研究事業においては全国からも注目を集めておられます。加えて国のほうでも再検討されている学級規模について、本町においては、そもそも少人数学級ですので、先生方の目は比較的行き届きやすいのではないかと感じております。勉強が苦手と感じる子どもには、この少人数学級であることを活かしたフォロー体制を、学習意欲が高い子どもには、さらに向上する環境を工夫され、本町の教育環境のすぐれた点をもっと活かすことを視野に入れた、前向きな取組を進められたいと申し添え、次の質問に移ります。2番目に、教育大綱について。教育大綱改定に当たり、安芸太田らしい教育のあり方懇話会をこれまで7回にわたり開催してこられました。第6回の終了間際、次回の予定として、大綱のたたき台が示されるという旨が告げられ、第7回においては、大綱のたたき台（案）が示されました。この展開には正直、疑問を抱くところでもあります。なぜかと申しますと、子どもの意見、保護者の意見、学校現場の意見が集約され、そこに盛り込まれていないのではないかと感じておるからです。これまでの懇話会においては、町長と委員が意見交換をするという傍聴スタイルをとっておられ、最後に5分10分住民の意見を伺う時間がある、この程度です。またもや住民置き去りかといった厳しい声も届いております。私も毎回参加させていただいておりますが、回を重ねるごとに、参加者が減っており、録画配信の閲覧数を見ても、低迷しているのではないかと気がうかがえます。住民の関心度が薄れてきているや

に思える状況で、今後どのような方策を持ち、皆さんの興味関心を醸成していくのか、今後の取組について伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いて教育大綱の改定についてご質問いただきました。議員ご指摘のとおり、これまで懇話会というのを通じて、議論を進めさせていただいてるところでございます。進め方についての疑義がございましたけれども、私としては、まずこの教育大綱というのを改めて、首長として、数少ない教育の方針について、お示しをさせていただく場ということもあってですね、まずは私のほうから、教育大綱の改定のたたき台については、皆さんにご提示するべきではないかという思いで、そのたたき台を作るために有識者等の議論を交わしてるところでございます。そうは言いながらも有識者との議論も、町民にとって大変有意義な、何といいましょうか、題材というかですね、なるのではないかなという思いで公開という部分についても力を入れてきたつもりでございます。現在、たたき台の改定案というのをつくったところではございますが、一方で、議員ご指摘のようにですね、町民からの意見をもっと吸収するべきではないかということ、あるいはまた、関係者との意見交換もですねしっかりするべきではないかというのは、これ有識者からも、ご指示、ご指摘があったところでございますので、今後は改めて、今のたたき台というのは案のままにさせていただきながらですね、このたたき台を皆さんとも一緒に議論していきたいということで、対象者別の意見交換の場をつくらせていただいて、それで議論を進めていきたいなというふうに考えてるところでございます。例えば教職員の皆様、さらにはまたPTAの皆さんですとか、あるいは、議員からもご指摘いただいた、実際の学校の生徒さん、そういった方々と、例えば、今の教育大綱のたたき台についてですとかあるいはそもそも、その前に、どういう子どもさん方を育てたいかとか、あるいは具体的な教育を進めるに当たって、皆さんだったらどういう形で、その教育に参加できるかといった、そういった議論を、各対象者別に少し話をさせていただきながらですね、確かに関心が薄れているというご指摘もございます。いろんな方と話をさせていただきながら、改めて町全体でそういう機運を高めていきたいなと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

テーマ別の分科会を設け、議論を深めていく。この点については、新しい手法で進めていかれる、これまでの議論の場とは違うものになっていくことを大いに期待をいたしております。しかしながら本来子どもたち、学校関係者、保護者、保育関係者の方々にもっと興味を持っていただいた上で、取り組むべきことかと私は感じておるわけですが、現状そのようになっていない。ともすれば、教育大綱とは何ぞや、こういったことから説明を始めなければいけない。これでは、興味関心を醸成するプロセスにおいて、非常に効率が悪いのではないかと考えております。第7回で、委員のお1人から事例発表がございました。大綱案を出す前から、テーマ別分科会を設け、熟議した上でつくり上げていく。このプロセスこそが大切ではないかと私も感じております。本町はその前後逆の手段をとられるわけですが、その点について、もう既に大綱案が示されておりますので、今後それをもとに議論を展開していくということではございましたが、そうなると、どうしても言葉の定義や、言い回し、そちらのほうに視点が行きがちで、本筋である思いや考えを熟議することが薄れはしないかといったことを危惧しております。その点についてはですね、内容をしっかりと工夫していただき、有意義な熟議の場になるように努められたいと考えます。また、お揃いいただいている委員の皆様からは、これからの時代を生き抜く子どもたちに即した、今後ますます重要になるであろうご意見が多数あります。これまでの懇話会の内容をですね、ぜひ住民の皆様にも閲覧していただけるような取組、これもあわせて進められたいと申し添えます。そして、熟議の場、これが変わっていくことこそ、新しい風の吹きはじめであり、町長が巻き起こす新風を感じられると私は思っております。対話する、議論するということがどういうことか。我々大人が率先して行っていかなければ、子どもたちが理解するはずもありません。この教育大綱をきっかけに、様々な議論の場がアップデートされていくことを期待し、次の質問に移ります。3番目、不登校児童への対応について、今年度より本町においても、筒賀児童センター内に子どもたちの居場所、安芸太田中学校内には、スペシャルサポートルームが設置されました。このことは、不登校に悩む児童生徒や保護者を支援をし、誰1人取り残さない学びの保障に向けての取組であり、非常に評価ができることだと、まずもってお伝えします。開始早々ではありますが、利用者の声や運営状況について、また、現時点で見え

ている課題などがございましたらそれについてもあわせてご答弁願います。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、不登校への対応についてでございます。現状という形の部分ではございますが、今、不登校の児童、生徒数は、安芸太田町も含めてですね、全国また県ともに増加傾向となっているところでございます。不登校の要因としては、無気力、不安定、また生活リズムの乱れ、親子のかかわり方が見られている現状でございます。個々の状況を細やかに把握して、要因を探り、また支援につなげているところでございます。学校に來れない児童生徒については、電話や家庭訪問による連携、またタブレットを活用したオンライン授業など、学年の発達段階や状況に応じた取組を行っております。各学校では、不登校児童に対して、面談、また保護者連携などを行い、本人の気持ちを思いを丁寧に聞き取り、個々に合った対応を行っているところでございます。また不登校の未然防止のためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談、またアンケート調査の実施などを得て、学校全体で組織的な取組を行っているところでございます。本年度は、先ほど議員のおっしゃられたように、児童生徒の支援、また社会的自立を支援を行うために、スペシャルサポートルームSSRということで、安芸太田中学校に配置をして、中学校の生徒を支援するとともに、また小学校との連絡協議会など、小学校児童へも支援を行っているところでございます。本年度から、簡賀児童センターでの不登校対応を希望する児童がおられます。午前中の時間に、不登校児童の受入れ、受入れする指導員、児童指導員を配置しまして、学習支援等を行っておるところでございます。学校、教育委員会との連携を図るためには、学校長、また児童センター指導者、教育委員会指導主事による受入れに伴うケース会議を行うなど、個々の状況に合わせた支援を行っているところでございます。施設に学校担任の教諭が訪問するなど、児童の学習状況の確認、また個別の心身の状況等を把握しながら、学校への登校につなぐよう取組を進めているところでございます。本年度からは試行的に始めた事業でございますが、利用状況、また児童生徒への支援状況を見ながら、効果的な実施、本格的実施が必要であれば、要綱等の整備を行うなど、今後の対応について検討を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、不登校児童生徒の現状を伺いました。さてですね、この不登校原因は多岐にわたっており、先ほども課長も申し上げられました、SNSやインターネットによるものを含めたいじめ問題、家庭内の問題や事情、学業上の困難、健康の問題、あるいは精神的健康の問題など様々です。また最近ではですね、学校へ行く意味が分からない、宿題や校則に縛られて苦しい、あるいはなぜ学校へ行けないのか自身も理由が分からないなどといった子どもの声も聞き及びます。本町でも実際に決まり事が多く、窮屈と感じており、学校に行けなくなるお子さんもおられるようです。こういった子どもの声や疑問を解決することも一つの取組であると感じます。分かりやすいところで、校則を取上げてみますと、近年ブラック校則という言葉もあり、合理的な説明が出来ないであろうルールは、子どもにとっては意味不明、また合理的な説明ができるルールだとしても、子ども自身が理解しなければ、同じく意味不明であります。文科省が示されている、校則の見直し等に関する取組の事例の一つを紹介いたしますと、公立中学校での事例ですが、各学級で見直してほしい箇所などを議論したり、それを生徒会で協議し、その上学校へ要望を提出し、学校側は協議をし、校則改定に至ったケースがございます。これは校則に限ったことではございませんが、悩みや疑問についても同様に、子どもたちが議論をし、お互いの意見を聞き、解決する方法を模索したり、納得を導き出すための時間をつくることは大変重要であるにとらえます。まず、このような取組についてどうお考えであるか、ご所見を伺います。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

今の具体的な例としては校則の見直しの例を挙げていただきました。先ほどの学習意欲にもつながるわけですが、児童生徒の自主的な活動、いわゆる児童生徒の自治活動というふうなものが、その意欲増進に大変重要だと思っております。そういう意味で常々ですね、児童会活動、また生徒会活動、これらの活性化ということをお願ひしているところでございまして、当然、校則の問題もですね、先生方が、見直して変えるのではなく、生徒会として、必要な項目を検討し、そしてそれをみんなで考え



ながら先生たちと一緒に変えていく。この取組が自主的な活動のスタートであろうというふうに思っています。しかしながら、様々な生徒会活動や児童会活動を見ますと、受け身的な児童生徒になっている現状を見ますとですね、いきなりそういう活動を促すことも重要ですけども、日常的に主体的に物事を考える力をつける、そういうことをですね、並行してやっていく必要があると思っておりますので、議員ご指摘のとおり、これから児童や生徒の自主的な活動を促すための生徒会活動、児童会活動を活発にさせていただきたいと思っておりますし、中学校の制服につきましては、特に男女を問わず、選べる制服というふうなことももう既に進めておりました、若干名でございますがそのルールを使って、いろんな制服のあり方がもう出ておりますので、これも生徒たちの要望からとられた問題でございますから、引き続き一つの校則について丁寧に考えていく機会をですね、作っていくよう学校にも進めてまいりたいと思っております。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、私からも一言。実は本当にそういった意味では大きく教育の中身も変わってきてるんだらうと思っております。先ほどからご指摘あるように、そもそもなぜ勉強するのかというところまで疑問に持たれて、その意識がないがために、学校行ってもしょうがないという子どもさんも出てまいりました。そういった意味でも本当に教育の流れというのは大きく変わりつつあると思っております。実は教育大綱の改定というの、そういう思いから少し取り組んでいるところでございます。で、今、議員からちょっとおしかりというか、いただきました。先に有識者との議論を始めさせていただいたのは、教育についてやっぱり皆さん、我々大人が考えてる部分からしても大きく変わってるということ、ご理解いただきたい。子どもたちの主体性を育むという、実は育むんじゃないかというところにあって、それをいかに引き出すかということのほうがむしろ重要なんだというご指摘があります。その一貫が森のようちえんという考え方で、ようちえんに来たらこういうカリキュラムがあるというよりは、子どもたちが自ら自然に遊ぶ中で、自らが学ぶというところを、重要視することによって主体性が育まれていく、実はそういう取組が既にあるんですよ。だけれども、これが正直、先に町民の皆さんとの意見交換を始めてしまうと、そういった、ある意味最先端の取組というか、そういったことがなかなか出てこない。熟議のご議論いただきました。実は熟議を進められたところでもですね、町民さんとの意見交換を始めてしまったので、ある意味、これがやりたい、近くに学校があってほしいとか、この地域には何校学校がいるとかいうお話のほうが先に来ってしまう。具体的に、今言ったような主体性を育むために、森のようちえんみたいな取組があったり、あるいは本町既に協調学習というですね、ほかの地域で見られないような取組をしているにもかかわらず、残念ながらそれが町民の皆さんに十分伝わっていない中で、協調学習はたしてなんだろうという話がどうしても先に出てしまうということもあったものですから、まずは、今言ったような、協調学習という進んだ取組があるとか、あるいは校則についても、子どもたちが校則をつくるような取組をしている学校が既に日本の中にあるということ、そういうことをぜひ町民の皆様にも知っていただきながら、ではそういういろんな選択肢がある中で、本町にふさわしい教育とは何かというのを考えたいという思いもあってですね、先に有識者との議論を進めさせていただいたところございました。改めて、本当に今、大きく、教育が変わりつつある中で、子どもたちの主体性を育むためには、育んでいくためには、あるいは引き出すためにはどういう取組が必要なのか。あるいは、先が全く見えない中で、ゼロから新しい答えをつくり出すそういう子どもを育てるためには、本町どういう取組を進めていけばいいのかということ、ぜひ、今後議論させていただき大綱の中に盛り込んでいきたいなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

町長から教育における大切な視点、教育が変わりつつあるということ、そして思いも確認させていただきました。そしてですねもう既に、こういった取組もされているということ、これを伺いましたので、不登校解消の一つの策であること、こういう認識を共有出来たのではないかなあと感じておるところでございます。今後活発に行っていきたいと教育長も申されましたので、期待を申し上げます。あわせてですね、さきに申し上げたとおりですね、不登校の原因は多様です。個別のケースやニーズの対応については、現場のご苦労もあろうかと思いますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を持って、子どもたちのメンタルヘルスに努められたいと申し添え、次の質問に移り

ます。4番、親子支援相談センター周知の進捗について伺います。こちらは確認の意味合いが大きいのですが、令和4年3月定例会の一般質問において、子どもたちへの支援について問う中で、親子支援相談センターの取組や、様々な支援がなされていることを確認いたしました。悩みを抱える子ども自身が、相談窓口へのアクセス方法を知ること、SOSをいち早くキャッチすること。また、子どもたちの選択肢を増やすためにも、子どもたちへ向けた、分かりやすい周知に取り組みたいと提言したところ、親子支援センターの番号やチラシ、これを子ども向けに作成し、配布の対応をしてみたいとのご答弁がありました。いまだ配布された様子が見えませんが、現状の進捗状況を伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、親子支援相談センターの周知の方法でございます。実際にこれまで周知等を確認しましたところ、相談支援センターが発足したときに1度、それからあとは、子育て支援センターにおいての、ほのぼの通信という、通信を出しておりますが、その中でこの親子相談支援センターがありますよ、こういうふうな相談を受けてますよ、何かあったらご相談くださいねという周知はしておりますが、先ほど申しております、質問がございました子どもたち向けへの相談というのは、まだ出来てないというのが状況でございます。実際に相談も結構デリケートな内容は多々含んでおりますので、また周知方法等につきましても、改めてちょっと考えさせていただきたいというのが必要でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

子どものSOSをキャッチするためには、まず本人である子どもの目に触れることが重要であります。親に相談出来ない状況や、学校の先生にも相談しづらい悩みを抱えている子どもにとって、選択肢の一つとなるよう、子どもたちの記憶に残るチラシ等の配布について、とにかく再検討されたいと申し添え、次の質問に移ります。ヤングケアラーの実態調査等の進捗について。先ほどの親子支援センター事業の一環でもあるヤングケアラーの実態調査や支援体制について、同じく令和4年3月定例会にて質問いたしました。課題としては認識しているが、実際には実態調査や、把握は進んでおらず、不十分であるといった内容を共有出来ました。それらを踏まえて、今後は、職員向け研修や、社会的な理解度も低いので、啓発などを行っていききたいとのご回答があったかと記憶しております。その後の実態調査、職員向け研修、また啓発への取組等の進捗を伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、ヤングケアラーの実態調査等についてご質問いただきました。先ほど議員のほうからおっしゃいましたように、ヤングケアラーについて、まだ社会的にも正しく理解が進んでいるとは言えません。これまでの研修につきましては、主任児童委員さんが出席されました町外での会議において、ヤングケアラーについての研修を受けられたとの、お話は伺っておりますが、町としてはまだ研修には至っておりません。また、実態につきましては、現状、学校や民生委員児童委員さん、また関係機関からの情報収集の結果として、そのような状態に置かれているお子さんがいらっしゃるということは、まだ確認出来てはおりませんが、本年、教育委員会のほうで、子ども子育て支援事業計画のニーズ調査というのが行われるというふうに伺っておりますが、そちらのほうで実施されます、アンケート調査の中におきましても、このヤングケアラーについての調査項目がございますので、そちらの調査の結果等を注目、注視をしていきたいというふうに思っております。また、研修等につきましては、改めてこのヤングケアラーの研修について、いつか機会を持って進めていきたいということ、ほかの課とも協議しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、実態調査、なかなか進んでいない状況のようですが、この問題、慎重にアプローチし、当事者にとって最善の利益を考慮した上、必要であれば、ニーズに沿った介入や適切な支援へとつなげていかなければなりません。そうは言っても、家庭内の問題に関して、行政が関与するという事は、一般的にセンシティブな性質であることや、プライバシーの観点からも難しいこととは理解します。また子ど

も自身、ヤングケアラーの自覚がなかったり、家族のことを知られたくないと躊躇し、1人で抱えてしまうケースもあるようです。早期発見には、身近な大人の気づきや違和感、子どもの小さな変化も見逃さないといったことが大変重要であると言われております。前回のご答弁で、課長のほうから、地域で見守る体制に努めていきたいとのご発言もありました。まさにおっしゃるとおりで、地域や民間の見守りも大変重要であると感じております。しかしながら、先ほども申し上げました、当事者が無自覚であることや、社会的認知度も低いのが現状であります。そこでですね、まず住民へ向けた講演会などの啓発活動を通して、地域の皆さんにも、ヤングケアラーの実情を知ってもらう取組から始められてはいいかがかと考えます。例えばでございますが、住民課で企画されておる人権講演会の一コマをお借りし、子どもの人権といった視点で、何とかこのヤングケアラーの周知を図ることが出来ないかと考えますが、ご所見を伺います。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、ヤングケアラーの問題につきましては子どもの人権に関して取り組むべき個別課題の一つであるというふうに認識をしております。いろいろな実情に応じて支援が必要だと思いますけど、まずは議員もおっしゃられたとおり、一人一人がこの問題を正しく理解していくということがとても大切なことだと思いますので、そういった取組を今後の人権啓発事業、例えば先ほどおっしゃっていただいたセミナーのテーマに掲げるなどしてですね、そういったことも取り組めたらということで、今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

先ほどの同僚議員の話にもありました、認知症とも深くかわりのあることだと思います。小さくですが、第一歩を踏み出すことで、また新たな視点や気づきや課題も生まれてくることと思います。最後にですね、ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されている、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。お手伝いとは違うということ、1人でも多くの方に知ってもらう取組、大変重要であります。周りの大人が無関心でないことが第一歩だと思います。先ほど課長からもございました講演会については前向きに検討していただくことを確認いたしましたので、今後に期待し、次の質問に移ります。2題目の子育て環境の充実について、質問してまいります。一つ目、乳幼児等医療機関通院等交通費助成拡充についてお尋ねいたします。令和4年度12月定例会一般質問において提言した本助成制度が今年度より事業開始されました。この事業についての必要性、住民の声、先進事例などは、前回質問にて述べてまいりましたので、説明については割愛させていただきます。新規事業として、スタートされて間もないのですが、開始までの流れや現在までの利用者、住民の声など届いておりましたら結構です。まずは進捗を伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、乳幼児等の医療機関通院等交通費助成制度について現状についてご報告の方をさせていただきます。就学前までのお子さんのおられるご家庭の経済的負担の軽減を図るために、令和5年4月から、町外の医療機関へ通院、または通所されるための交通費の一部を助成する制度を、ようやくこの8月スタートさせることが出来ました。当初からこの助成制度に関しては、議員からのご指摘もいただき、ご指導、いろいろご助言もいただきながら、準備を進めていたところではございますが、中身の内容の一部変更、また必要となります書類の作成等に少しお時間をかけてしまい、この時期になったことをまずはお許しいただきたいと思っております。対象者については、就学前のお子様を対象とし、また町外の医療機関のみならず、町外の医療的な通所施設に通われる方についても、1回当たり1,000円という額ではございますが、交通費の助成をさせていただいてるものでございます。ただし回数というところが一つありまして、4回、ひと月4回以上という、からという制約の一つ設けさせていただき、現在進めているところでございます。現在、申請をさせていただいた方がお1人、また相談をいただいている方が2人いらっしゃいます。この方については、お1人については、既に支給のほうをさせていただき、あとお2人については、近日中に申請のほうをしていただくというお話を伺っているところでございます。やはり回数の制限等において、かなり、もう少し何とかならないかというご意見もいただいているところではございますが、本

制度の周知が、やはり、遅くなったりということもありますので、今しばらくこの運用状況を確認しながら、制度の改善等についても、検討させていただきたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、開始からの状況を伺いました。さて、ではですね、この事業に対して、住民がどのように感じられるか、先ほど課長のほうからも答弁ありましたが、町内で子育て中の保護者、30数名に聞いた程度で、アンケートをとったとは言いがたいのですが、私が聞き及ぶところ、反応の良い声というのは余りございません。全くもって期待外れと言う声や、月に4回も病院に通わないよといった声、形をつくっただけじゃないか、一体誰がこの制度を利用できるんか、また本気で子どもを増やしたいとは思えない、そういった大変厳しい意見が聞こえてきております。開始間もない事業でございますが早ブラッシュアップというより、拡充の必要性を感じておるわけでございます。このような住民からの声、町長も実際に聞き及んでおられるかと思うのですが、町長から所感を伺いたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて今、議員ご指摘いただいたことも含めてですね、これからまた考えていきたいなと思っております。実はうちも1人対象の子どもがいるものですから、当然、今のところはうちは幸いなことに、月4回以上、病院に行くような機会がないもんですから、逆に言うと対象外になっておるわけでございますが、いずれもよりよく、より多くの皆さんに便利だと思っただけの制度にしていかなければいけないのは、間違いないことだと思っております。いましばらくお時間をいただきながらですね、運用状況も見させていただいた上で対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

ちょっと先走った質問ではあったかなと思うのですが、同時にスタートされた小児科オンライン相談、これはこれで、日常的な相談をするためには必要なことであると承知いたしております。しかしながら前回も申し上げましたリアル的重要性、実際に病院に行き、先生に診てもらうことで得られる安心感、これは多くの方が持っておられるということや、町長ご自身も実感していると、先日の女性会との話しもトークの場でもおっしゃられておりました。子どもたちや保護者にとってはなおさらです。子どもたち、特に乳幼児においては、自分の病状を十分に表現することが出来ません。その状況で看護する保護者は不安でしかありません。オンラインで様子を見ている間に急変することも考えられます。やはりですね、子育てしていく上で、小児科専門医への受診は切っても切り離せないのではないのでしょうか。予算規模等についても、前回触れております。再度拡充の検討をされたいと強く申し添え、次の質問に移ります。時間がないのですが、ファミリーサポート事業の進捗について。令和4年3月定例会と令和5年3月にも質問してまいりました。今回で3回目の質問となり、しつこいなあと感じておられるかもしれませんが、1回目と2回目のやりとりの結果だけ触れてみますと、1回目ファミリーサポートの事業については、難しいながらも進めていかなければいけないんじゃないかという町長の所感もあり、子育て家庭のサポートや、自助、共助、公助の観点からも、事業そのものができるか分からないが何とか形ができればいいと思われていることが確認出来ました。2回目では今年度、子育てに関するニーズ調査を行い、この件に関しても、ニーズ量の把握を行っていくとの答弁でした。ファミリーサポートは、地域包括支援の一環でもありますので、ニーズの多寡にかかわらず、住民福祉を向上させるためには実施すべきだと考えます。しかし、援助会員の負担と不安がネックとなり、登録者が増えないことが大きな課題として挙げられました。何とかこの課題の解消が出来ないものかと思い、調査いたしたところ、県内の自治体で、大きなヒントをいただきました。援助会員が子守をするとき、自宅以外に子育て支援センター内を利用できるシステムがあります。援助会員は慣れない子どものお世話を公共施設で行うことが出来、負担と不安の軽減が図れるということ。これにより、依頼会員も安心して利用ができることにつながっているようです。本来であれば、保育所があいておらず、一時預かりもない日曜日や祝日などの選択肢として、本制度が設けられるべきですが、どうしても出にくい一歩であるならば、まずは、述べましたとおりの方法で試験的に取り組まれてはいかがかと考えますが、所管について答弁を求めます。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、ファミリーサポート事業についてのご質問をいただいたところでございます。ファミリーサポート事業につきましては、議員もご存じのとおりでこれまで質問をいただいているところでございますので、説明をすることは、端折らせていただきますけど、基本的には数が少なくても、一定の対応が必要だというような指摘も現在いただいたところでございます。これにつきましては、今後ですね、複数の課における合同研修の実施等をですね、検討してまいりたいと考えております。今ご指摘ありました子育て支援センター等の利用というものにつきましても、自主的にそういうことができるのかどうかということも、検討、研修をですね、この合同研修等を行って、検討を行ってまいりたいという形に考えておりますが、子育て支援センター自体は現在保育所に併設しているものでありますので、なかなか他の利用というのは難しい状況にあるのかなということを思っておりますけど、例えば児童センターが利用できるのかというようなことも含めまして、どういう形ができるのかということを検討してまいりたいと思います。またサービス提供にですね、やはり1番大事なのはサービス提供をしていただける会員の確保というのが1番ネックになろうかということも考えておりますので、これにつきましては、来年度以降ですね、例えば子育て支援員の研修が必須となっておりますので、これの研修にかかる経費補助等ですね、検討について、またこれも、勉強等を含めてですね、検討を行いたいというふうに考えているものでございます。一方で他町の事例の中ではですね、希望するサービスが、児童の送迎、またその後の預かりということがですね、ほとんどで、提供会員がですね、逆に、事故などの恐れ不安からですね、自家用車で送迎について、やはり出来ないというような形のもので多くて、基本的にはニーズに合ったマッチングが難しいという状況も聞いておりますので、そういうことも含めて、検討勉強会を進めていきたい、考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、随分ですね前に進んだご答弁をいただきましたので、ぜひ前向きにですね、この検討に、この件に関しましては、私も課題の解決策をさらに模索してはまいりますけど、執行部としても、前向きに真剣に取り組まれない案件ですので、引き続き追跡をさせていただきます。最後に、時間がないのですがベビーケアルームについての進捗だけ伺います。こちらについては、令和4年6月定例会において、町内にベビーケアルーム、いわゆる授乳室が1か所もない現状を問いました。イベント時などは適宜、空室を利用し、授乳スペースを設けているとのご回答でしたが、加えて具体的な例として挙げさせていただいた置き型の授乳室、これを据えるだけでいいタイプのものもあるので、設置費用を含め、今後検討されたいと申し添えました。この質問を通してですね、授乳室が必要な設備とあるということ、認識を共有出来ましたが、その後は進んでおられない状況であると伺います。検討状況について簡単にご説明願います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、ベビールームの設置でございます。先般、ご説明をさせていただいたとおり、まだ、既存のものを設置することが出来ておりませんが、今後建設を予定します道の駅の再整備事業や、また生涯活躍の場の、筒賀拠点においては、ベビーケアルームの導入を盛り込む予定と伺っておりますし、また、道の駅再整備事業では、その公募要項の中にも盛り込んでいただくというふうに伺っております。既存の施設については、先ほども質問ございましたように、空き部屋のほうをご利用いただいてまた、お使いいただくというところにはなっておりませんが、今後、既存の施設における導入についても、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。時間がございません。

○影井伊久美議員

はい、最後でございます。改めてなぜ必要であるか、住民や利用者にとっての利便性はもちろん、子育てしやすい町としてイメージの観点からも、現状維持でいいものか、この辺りをしっかりと熟議し、検討していただきたい、このように申し添え、私の一般質問を結びます。

○中本正廣議長

以上で7番影井伊久美議員の質問を終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後0時05分 散会

---